

税のお知らせ

令和元年分確定申告
令和2年度分住民税申告
が始まります

町では、公民館で次の
申告の受付を行いますの
で、期限内に申告をして
ください。

【所得税及び復興特別所
得税確定申告】

2月17日（月）
（土曜・日曜・祝日除
く。）
午前8時30分から午後5
時まで
(正午から午後1時までを
除く。)
※最終日3月16日（月）
の受付は正午まで

▼申告が必要な人

⑤医療費控除の明細書、
明書

トを参考ください。
次へ→ジのフローチャー
ト

（申告が不要な人の説明
も一部記載。）

▼申告に必要なもの

①印鑑
②給与・年金の源泉徴収
票（原本）、報酬・料
金等の支払調書（写）等

③営業所得等がある場合
は収支計算書及び仕
入、売上、必要経費等
の明細書等

（※青色申告の人は、
直接税務署へ申告をし
てください。また、土
地・建物、株式などを
売った人の譲渡所得の
申告についても同様で
す。）

（土曜・日曜・祝日除
く。）
午前8時30分から午後5
時まで
(正午から午後1時までを
除く。)
※最終日3月16日（月）
の受付は正午まで

セルフメディケーション税制の明細書及び一
定の取組の証明書類等

⑥社会保険料、国民健康
保険税等領収書、国民年
金保険料等の控除証明書
等

⑦身体障害者手帳、療育
手帳、精神障害者保健
福祉手帳、介護保険に
よる65歳以上の要介護
認定者等に対する障害
者控除対象者認定書等

⑧所得税等の還付申告の
場合は振込先口座のわ
かるもの、納める申告
の場合は口座使用印鑑

【住民税（個人の町・道
民税）申告】

所得税等の確定申告と
併せて、令和2年1月1
日現在、下川町に住所の
あつた人を対象に、住民
税の申告の受付を行いま
す。

⑨マイナンバー（個人番
号）の記載+本人確認
書類（詳細は別記）など

次へ→ジのフローチ
ャートを参考のうえ、
申告が必要な人は、関係
書類（所得税等確定申告
書類（詳細は別記）など
に限内に申告をしてくださ
い。

なかつた場合には、法定
納期限の翌日から納付日
までの延滞税を併せて納
付する必要がありますの
で、ご注意ください。

①税務署に所得税等の確
定申告書を提出する人
②給与収入のみで勤務先
から給与支払報告書が
町に提出されている人
③公的年金等の収入のみ
で日本年金機構等から
公的年金等支払報告書
が町に提出されている
人
（※②又は③の人で、扶養
控除等の修正等が必要な人
や各種控除を受けたい人は
申告が必要です。）

④合計所得金額が、次
ページのフローチャー
トの「個人の町・道民
税の非課税限度額」以
下の人



▼申告が必要な人

申告期限の終期が所得
税等の納期限です。納付
が遅れた場合や残高不足
等により口座振替ができ
ません。